

薬事分科会審議参加規程評価委員会 開催要項

平成22年7月
医薬食品局総務課

1 開催の目的

薬事分科会審議参加規程第19条（評価委員会の設置）において、「分科会から独立し、委員の過半が外部有識者等で構成される評価委員会を設置し、少なくとも年1回、特例的な取扱いを含めた運用状況の評価及び必要な改善方策の検討を継続的に行う」こととされていることを踏まえ、「審議参加規程評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を開催するものである。

2 検討項目

薬事分科会、各部会等における審議参加規程の運用状況についての評価を行うとともに、必要な改善方策の検討を行うこととする。

3 構成

- (1) 評価委員会の構成員は別紙のとおりとする。なお、必要に応じて参考人を招致することができる。
- (2) 委員会は、構成員のうち1人を座長として選出する。

4 運営

- (1) 委員会の議事の進行は座長が行う。なお、座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が、座長代理としてその職務を代理する。
- (2) 委員会は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は国の安全が害されるおそれがある場合には、座長は、委員会を非公開とすることができる。非公開とした部分については、議事要旨を作成し、これを公開することとする。

5 庶務

委員会の庶務は医薬食品局総務課において処理する。